

消防署（北出張所）問題 調査特別委員会の調査結果報告

平成十二年十二月二十日に設置された消防署（北出張所）問題調査特別委員会は、六月定例議会最終日の本会議で調査結果の最終報告を行いましたので、その要旨を掲載いたします。

《設置目的》

消火対象危険地区の解消のため、消防署北出張所開設の中止または延期に至った原因を解明し、北出張所の開設を早期実現するための調査特別委員会として、地方自治法第百条の規定に基づき設置された。

《調査の概要》

平成十二年十二月二十日を第一回として、十回の委員会を開催し、春日・大野城・那珂川消防組合消防本部消防長、同本部総務課長、同組合副組合長（春日市長）、同参事（大野城市助役、春日市助役）、同組合議長（当時の春日市議会議長）、春日市用地施設課課長補佐の七人を証人として喚問し、北出張所用地の位置決定に至るまでの経緯、同用地交渉の経過、関係者間の協議・会話内容、問題提起の情報源、議長権限に対する認識等について尋問、調査した。

《各委員からの意見》

各委員から出された意見を集約

取得の協力要請がなされている。価格提示がないまま内諾を得て分筆測量、農地転用がなされている。地権者が決定権を持つ春日市助役の兄であること等）

④地権者は「議長が用地交渉に疑義を持って行動している」ことをどのようにして知ったのか。

《委員会の判断》

以上の問題点に対する委員会の判断は次のとおり。

すると、
①北出張所用地の決定時期・要領、関係者の働きかけの有無（交渉が順調すぎることを含み）、鑑定価格と提示価格は適切か。

②消防協議議長は、
ア 議長の言動は議長権限の逸脱や執行権の妨害をしていないか。
イ 議長長の言動が地権者の好意的協力態度を一転させ、交渉不成功となったのではないか。また、出張所開設が遅れたことに責任を感じないのか。

ウ なぜ消防組合協議会の場合で質問したり、春日市の他の消防組合議員に相談しなかったのか。
エ 関係者に「助役の兄さんの土地だから特にかん」等の発言をしたのではないか。

③消防組合執行部は同議会に対して用地決定の説明責任を果たしていないのではないか。（特に、平成十二年九月二十六日の消防組合議会では場所は白紙と聞いていたのに、その当日に春日市に土地

取得の協力要請がなされている。価格提示がないまま内諾を得て分筆測量、農地転用がなされている。地権者が決定権を持つ春日市助役の兄であること等）

①については、平成十二年九月二十六日の時点では用地の決定はされていない。科学的・合理的の最適切である泉交差点から半径三百メートル以内であり適地である。他に一カ所候補地があったが地積が狭いため除いた。地権者は「近所で火災が多発しているし、自分も消防団員であったので消防行政については理解している。弟も市にお世話になっていてのことでもあり協力しましょう」と積極的に協力してくれたからである。また、地権者には九月二十六日以前には話はしていない。関係者の働きかけは全くない。正規に不動産鑑定士に依頼したものであり、正当な価格だと理解している。春日市として鑑定価格以下で土地を購入したことはある。

②については、議長権限の逸脱や執行権の妨害と確定する明確な意図は見られないものの、用地取得が平成十二年度では不成功となり、北出張所の平成十四年四月開設が不可能になったことも事実である。

議長の意図は執行者側の説明責任の他に、混乱を防止し用地取得が整齐と進むよう考えての行動であったとしても、その真意が正確に伝わらず、他の議員との相談、消防組合議会等での質問・真相究明等の処置も必要だったのではないか。

「助役の兄さんの土地だから、特にいかん」等の発言そのものではないにしても、同趣旨にとれる何らかの発言はあったものと考えられる。

③については、消防組合執行部の執行権の範囲であるが、用地決定の権限を有する参与の兄の土地でもあり、問題を生じさせないためにも候補地決定後、情報提供があったほうがよかった。

④については、地権者には弟の消防組合参与（助役）が議長の行動を伝えていた。

《結論》

以上の各委員からの意見や各問題点に対する委員会の判断を総合的に考察した結果、

一、今回の消防署（北出張所）用地取得交渉に際し利益誘導その他の不正は見当たらない。
二、本調査特別委員会の最終目的は、春日・那珂川のいわゆる未包含地区解消のための北出張所の早期開設であり、早急に手続を進めることが重要である。

三、当委員会委員全員が北出張所用地としてこれまで交渉してきた「下白水南三丁目五一」に賛成であり、早期交渉実施を望んでいる。

四、春日市執行部も春日市議会も共に市民のために全力を尽くすべき責務を有している。当調査特別委員会が長期にわたり続けば、あたかも、市執行部と議会あるいは議会内に対立や混乱があるかのごとき印象を与えかねない。

として、「本消防署（北出張所）問題調査特別委員会を早期に収束させ、北出張所の早期開設に向け執行部と議会が協力して全力を尽くすべき」との結論を得た。

なお、調査事項に対する改善意見として、今回の消防署（北出張所）問題の根本的な原因は、市執行部と市議会を代表する議長との間の信頼感の欠如であり、そのため意思の疎通が不十分となったために惹起したと推測される。

この教訓から、市執行部と議長は信頼関係を醸成し、意思の疎通を良くし、健全な相互関係を構築して、春日市と春日市民のために全力を尽くすことを強く要望する。

以上の報告を本会議で行い、委員の承認を得た。これをもって本調査特別委員会の調査はすべて終了した。